

議案第13号

狭山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

狭山市国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

令和5年2月22日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

健康保険法による出産育児一時金の支給額が見直されることに鑑み、出産育児一時金の支給額を改定したいので、この案を提出するものである。